

2014年7月15日

## 島根県による「再生可能エネルギー及び省エネルギーに 関する新たな県計画策定検討委員会」の設置について

島根原発・エネルギー問題県民連絡会

一、県民には、エネルギー問題解決に大きな期待がある。

私たちは、今年2月、県知事に「島根県エネルギー自立地域推進基本条例」の制定を直接請求したが、県議会で否決された経過がある。その時の県議会総務委員会での付帯決議の延長上に、今回の計画検討委員会の設置がなされたものと理解している。この経過からも明らかなように、島根県のエネルギー問題の解決には、多くの県民からの期待がある。

二、計画検討委員会の趣旨は、県民の期待に応えるものであるか。

(1) 県民の最大関心事は、30キロ圏内に47万人が暮らす島根原発災害の不安の除去である。この不安を除去するためには、島根原発を計画的に廃炉にし、省エネルギー対策の実施とともに、代替エネルギーとしての再生可能エネルギーの開発と普及が必要である。また、地球温暖化の原因である火力発電所の温室効果ガス排出量を削減する必要がある。

ところが、「県計画策定趣旨」（資料1）は、「策定の目的」を「再生可能エネルギー及び省エネルギーに関し、島根県が目指すべき方向を明らかにし」としているが、なぜ今、何のために再生可能エネルギー及び省エネルギーの県計画を策定するのか、県計画策定の趣旨、目的と課題が明示されていない。明確な目標の設定なしに、エネルギー全体から切り離して、再生可能エネルギー及び省エネルギーだけの県計画の立案は無意味であり、県民の不安を解決しない。

(2) 人口減少と地域経済の停滞が続く島根県においては、エネルギー政策の転換を、地域の産業・経済活性化政策の一環に位置付けるべきである。再生可能エネルギーの開発・普及も省エネルギー事業も、地域に雇用・所得機会を創出することから、地域の企業・住民の期待が高まっている。

実際に、みどりのエネルギーやグリーン経済など環境対策事業は、地域経済の活性化効果が大きなことが報告されている。ところが、県の担当部局が第1回委員会に提出した資料には、再生可能エネルギーや省エネルギー事業の事業量や経済効果などが示されていない。本来、再生可能エネルギーは小規模分散

型であり、その利用は県内各地の経済活性化に広く役立つものであるが、県は地域経済活性化の視点なしにエネルギー量だけしか見ていないため、県外大企業の誘致による木質バイオ、太陽光、風力などの大規模発電しか想定しない資料を提出している。これは、県民の期待に背くものである。県の担当部局は、誤った観点からの資料提供と誘導を改めるべきである。

三、「第1回再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する新たな県計画策定検討委員会」に県行政から提出された「委員会設置要綱」や「新たな県計画策定趣旨」及び資料には、委員会を誤った方向に導きかねない多くの問題点がある。以下、その問題点を述べることにする。委員会の審議は、県民注視のもとにある。委員会が県民の期待に応じて、エネルギー問題の解決に資する計画を検討されることを望むものである。

## 1. 全体に関わる問題点について

- 1) 計画の「策定の目的」において、「再生可能エネルギー及び省エネルギーに関し、島根県が目指すべき方向を明らかに」すると書かれているが、島根原発の稼働問題や県内のエネルギー需給構造に関わる内容が除外され、目的が狭められている。  
エネルギー計画とは、発電と熱供給、原発や火力発電等を含むエネルギー需給構造全体のあり方を見通すものであり、この「策定の目的」のままでは、県としてのエネルギー計画とはなり得ない。
- 2) 政策で重要なものは「政策理念」である。しかし、「策定趣旨」や2つの「調査」を見ても、島根県が抱える諸問題について、どのように、どの程度の解決を目指すのかが明示されていない。このままでは「理念が欠落した政策」になる恐れがある。
- 3) エネルギー政策は、地域社会で事業活動や雇用を創出することから、経済政策と捉えるべき性質を持ち、県民の期待も大きい。近年、グリーンニューディールやグリーン経済など環境対策による地域経済の活性化や雇用創出で大きな成果が得られる事例が多数みられる。しかしながら、県行政から提示された資料には、省エネルギーや再エネルギー事業による費用や経済効果などの経済的な視点が全く示されていない。県の計画策定では、経済分析並びに評価を正當に位置づけて扱うべきである。

## 2. 再生可能エネルギーについて

- (1) 再生可能エネルギーの導入可能性調査

- 1) この調査では、太陽エネルギーは「発電」が前提とされるが、「熱供給」も含めるべきである。住宅用や公共系建築物では、「発電」と「熱供給」の双方のポテンシャル調査を行うべきである(ハイブリッド型も含めて)。
  - 2) 太陽光発電の調査方法では、「南側の屋根に限定」とされるが、これではポテンシャルがかなり狭められる。また、建物の屋根だけではなく、駐車場や駐輪場などの屋根(現在未設置も含む)も含めるべきである。太陽熱利用やハイブリッド型の場合は、東・南・西側の壁面も調査対象に含めるべきである。
  - 3) 風力発電では、居住地からの距離を1kmに拡大した根拠は何か、明らかにすべきである。
  - 4) 風況データでは、企業局のみの実績ではサンプルとしては少なすぎるのではないか。
  - 5) 風力発電に「景観」を条件に加えているが、具体的な基準や測定・評価方法はどのようなものか、明示が必要である。
  - 6) 熱利用では、地中熱、バイオマス熱利用を含めるべきである。
  - 7) 再生可能エネルギーは小規模分散型であることからすれば、調査は、少なくとも市町村単位で行うべきである。詳細かつ実効性のある調査を行うためには、中間報告までの期限が短すぎる。
- (2) 再生可能エネルギーの現状
- 1) 「再生可能エネルギーの特徴」では、設置の初期投資などの費用ばかりを記述するのではなく、事業活動による経済効果が大きいというメリットを追加すべきである。
  - 2) 太陽光や風力発電の導入状況では、市民・地域共同発電所が島根県には皆無であることを明記すべきである。
  - 3) 記述された「バイオマス発電」は、廃棄物発電が大半であり、用語として不正確である。廃棄物発電は、再生可能エネルギーではない。
  - 4) 15枚目のスライドで「太陽熱利用は効率も良く安価であるが、給湯などに利用用途が限られることから普及は頭打ち」と書かれているが、説明になっていない。利用用途が限られているにもかかわらず、なぜオイルショック時には爆発的に設置が進んだのかを考えて、要因分析すべきである。
  - 5) 地中熱は、全国でも住宅で導入が進められ、東京スカイツリーでも導入されるなど有望な再生可能熱エネルギーである。地中熱は、島根県においてほとんど導入実績がないと推測されるが、実績及び導入可能調査に地中熱を含めるべきである。
  - 6) 県内で普及が進んだ大型風力発電やメガソーラーは、地域資源を収奪して

地域経済に利益を還元しない「植民地型」事業と考えられる。これらの事業者を誘致した結果、どの程度の経済効果が生まれたのかを検証・公表すべきである。

- 7) 24枚目のスライドに掲げられている「県内市町村の再生可能エネルギー施策」は、いつ、どの市町村で実施されたのか明示すべきである。

### 3. 省エネルギーについて

#### (1) 省エネルギーの行動実態調査

- 1) 「省エネルギー行動実態調査」は、県民や事業所の省エネ行動や取組を確認することを目的としているが、4年前の調査でこの種の実態は明らかになっている。新たに調査する意義が極めて薄い。また、4年前の調査によって、どの程度の省エネ効果があり、今後も上乘せの効果があると思込まれるのか、実態調査の位置づけを明確にすべきである。
- 2) 省エネルギー政策を検討する上で、必要な情報は、地域別の家庭と事業所（工場、サービス業）でのエネルギー消費構造の実態解明である。県内のエネルギー消費構造は、家庭については島根県地球温暖化防止活動推進センターの調査でも把握されており、都市部と農村部などの地域実態が解明される。しかし、県内事業所についてはほとんど実態が明らかとなっていない。明らかにすべきである。
- 3) エネルギー消費の削減は、意識変革に依拠した個人の節電や省エネだけでは効果が乏しいことは明らかになっている。そのような取組ではなく、建築物の断熱化や機器類の省エネ化など設備投資を伴う取組が必要とされている。それは省エネルギー効果も大きく、地域経済効果も大きい。今回提示された「省エネルギー行動実態調査」は、時代遅れである。

#### (2) 省エネルギーの現状

- 1) 2枚目のスライドで、「運輸部門及び産業部門は減少傾向にあるが、民生部門（業務・家庭）は増加傾向」とあるが、2000年代以降、ほぼ横ばいかむしろ減少傾向にあり、この説明は不正確である。
- 2) 島根県の省エネ施策は、意識啓発による個人行動の変革の取組しかなく、最もエネルギー消費削減の大きな建築物の断熱化やエネルギー効率の高い機器への更新につながる施策がほとんどない。県の補助制度の整備等を含めて、実効性ある施策を計画する必要がある。
- 3) 福島原発事故以降、電力不足への懸念が高まっており、「減電」の取組が必要である。

(了)